



平成 26 年 5 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 松本吉史
(コード番号 3298)

資産運用会社名
インベスコ・グローバル・リアルエステート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント部 甲斐浩登
J-REIT 担当部長

TEL. 03-6447-3395

投資口の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場承認のお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）より、本投資法人の投資口の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場について承認を得ましたので、お知らせいたします。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、平成 26 年 2 月 27 日に設立された投資法人です。その資産の運用については、インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク（以下「本資産運用会社」といいます。）が、投信法上の資産運用会社として、投信法及び本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従って行います。

本投資法人は、世界有数の独立系資産運用会社であるインベスコ・グループ（注 1）に属する本資産運用会社が資産の運用を受託する投資法人です。本投資法人は、本資産運用会社による資産運用を通じて、投資運用のスペシャリストが投資主価値向上の観点から選定した、日本の大都市圏（注 2）に所在する大規模オフィスビル（注 3）を中心とするオフィスビルに投資する機会を投資家に提供し、本投資法人の投資主価値の最大化を実現することを基本理念とします。

（注 1）「インベスコ・グループ」とは、インベスコ・リミテッド（主たる事業所の所在地：米国ジョージア州アトランタ、ニューヨーク証券取引所上場）並びに本資産運用会社を含むインベスコ・リミテッドの子会社及び関連会社からなる企業集団をいいます。

（注 2）「大都市圏」とは、東京圏（東京都、横浜市、川崎市、さいたま市及び千葉市）、大阪市、名古屋市及び福岡市をいいます。

（注 3）「大規模オフィスビル」とは、建物規模が以下の基準に該当する、主たる用途がオフィスである不動産等又はこれを裏付資産とする不動産対応証券をいいます。

東京圏：延床面積 10,000 m²以上、かつ基準階専有面積（1フロアでの専有面積をいいます。以下同じです。）600 m²以上

その他地域：延床面積 7,000 m²以上、かつ基準階専有面積 400 m²以上

本投資法人は、投資対象を日本国内の資産とし、主として、東京圏を中心とする大都市圏に所在する大規模オフィスビルへの投資及び堅実な運用を通じて、中長期的な安定的収益の確保と資産価値の着実

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場承認に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

な向上を目指します。

本投資法人は、投資運用に関し高い専門性を有するインベスコ・グループに属する本資産運用会社が、日本における長期の投資運用実績を通じて培った豊富なノウハウを最大限に活用するとともに、アセットマネジメントを専門として行う中で培った投資主価値に対する理解及び厳格なガバナンス体制に基づく投資運用を通じて、投資主価値の最大化を追求します。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場承認に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。